

第五百八十六條現九九六) 限定承認相続人が相続財産に對する訴を提起するときは他の相続人を相手方とすべし他の相続人なきか又は數人の相続人が總て限定承認相続人にして其の全員より相続財産に對する訴を提起するときは相続人の曠缺したる相続財産の管理人に關すると同一手續に依り選任したる限定承認相続財産の管理人を相手方とすべし

第九章 夫婦財産共通及相続の拋棄並嫁資不動産の賣却

(Des renonciations à communauté et à succession; de la vente des immeubles dotaux.)

第五百八十七條現九九七) 夫婦財産共通又は相続の拋棄は夫婦財産共通を解除し又は相続の開始したる郡を管轄する裁判所の書記課に於て民法第四百五十七條に従ふ外其他の手續を要せずして民法第七百八十四條に規定したる帳簿に登録せしめて之を爲すべし
民法第一千五百五十八條に規定したる場合に於て嫁資不動産を賣却すべきときは其の賣却は未成年者に屬する不動産の賣却に關する手續に従ひ之を爲すべし

第十章 相続人の曠缺したる相続財産の管理人

(Des curateurs à succession vacante)

第五百八十八條現九九八) 財産目録の調製及相続の承認拋棄を熟考する爲めの期間滿了後相続人なりと主張する者出現せざるとき知れたる相続人無きとき又は知れたる相続人が相続を拋棄したるときは相続財産は相続人の曠缺したるものと看做し民法第八百十二條に従ひ管理人を設くべし

第五百八十九條 治安判事は其の管轄区域内に於て相続人が出現せず又は知れずして死亡したる者あることの通知に接したるときは直に死亡者の遺留したる財産及衣類什器に付財産目録を調製し且治安裁判所の書記之を保管すべきことを命ず其の書記は當然相続人の曠缺したる相続財産の假管理人とす

民事裁判所は相続財産の重大なると清算の困難なるとに従ひ當事者の請求に因り他の管理人を選任し假管理人をして其の計算を之に引繼がしむることを得

第五百九十條現一〇〇〇、一〇〇一) 管理人は治安判事の定めたる期間内に死亡者の遺留したる財産及衣類什器は動産差押の手續に依り之を賣却し不動産は未成年者の不動産を賣却する手續に依り之を賣却すべし

管理人は賣却に因り生じたる金額より費用を控除し第七編第九章の規定に依り之を配當すべし
管理人は第二百九十七條及第二百九十八條の規定に従ひ計算報告を爲すべし

第十編 仲裁手續 (Des arbitrages)

第五百九十一條(現一〇〇三) 何人と雖も其の自由に處分し得べき權利に付仲裁契約を爲すことを得
衣食住の贈與及遺贈夫婦の別居離婚並に公の秩序又は人の身分能力に關する事項に付ては仲裁契
約を爲すことを得ず(現一〇〇四修正)

第五百九十二條(現一〇〇五) 仲裁契約は選定したる仲裁人の調書又は公正證書若は私署證書に依り之
を爲すことを得

第五百九十三條(現一〇〇六、但シ二項以下追加) 仲裁契約には係争物及仲裁人の姓名を明示すべし之に反
する仲裁契約は無効とす

然れども當事者は如何なる契約に於ても其の履行に付生じ得べき争を仲裁人に附することを合意
することを得但し仲裁人に依り裁定せらるべき争の未だ生ぜざる前に豫め爲したる仲裁人の指定
は無効とす

争が生じたるときは最も敏速なる當事者の一方は配達證明附書留郵便を以て其の選定したる仲裁
人の姓名及住居を相手方に通知し併せて相手方の仲裁人を八日以内に選定すべきことを勧告すべし
當事者双方が各自の仲裁人を選定したる上第三仲裁人一人の選定を豫定したるときは當事者が豫
め合意したる方法に依り其の選定を爲すべし

當事者中の一人又は二人以上が相當なる期間内に仲裁人を選定せざるときは不足せる一人又は二
人以上の仲裁人は最も敏速なる當事者の中立に因り急速審判を以て之を選定す仲裁人の死亡無能

力又は辭任の場合に於て之を選定したる當事者が他の仲裁人を選定することを欲せざるとき亦同
じ

仲裁契約は期間を定めざるときと雖も有効とす此の場合に於ては仲裁人の任務は之を承諾したる
日より三月間繼續す(現一〇〇七)

判事の選定する仲裁人は法律上裁判所に於て當事者を代理し又は輔佐する資格を有する人の中よ
り専ら之を選定す

第五百九十四條 仲裁契約書は當事者又は法律上資格ある其の輔佐人之を作成すべし仲裁約款あり
て而も當事者が仲裁契約書の作成に付一致せざるときは其の契約書は仲裁人自ら之を起案すべし
當事者の一人又は二人以上が署名することを欲せざるときは仲裁人は其旨を記載すべし因て仲裁
契約は尙有效なりとす

第五百九十五條(現一〇〇八) 仲裁期間中は當事者全員の一致したる合意に依らずして仲裁人を解任す
ることを得ず

第五百九十六條(現一〇〇九) 當事者及仲裁人は仲裁手續を爲すに付裁判所の爲めに定めたる期間及方
式に従ふべし但し當事者が別段の合意を爲したるときは此の限に在らず
當事者は仲裁人を選定したる時及以後に於て仲裁判断に對する控訴權を抛棄することを得(現一〇

既に控訴又は再審の請求を経たる事件に付爲したる仲裁手続に於ける仲裁判断は即時に確定す(現一〇一〇、二)

審理行爲は仲裁人全員之を爲すべし但し仲裁契約に於て仲裁人の一人に審理行爲を委任することを許すときは此の限に在らず(現一〇一一修正)

調書は仲裁人の一人之を作成し全員之に署名すべし

第五百九十七條(現一〇一二修正) 仲裁契約は左の事由に因り終了す

一 約定したる期間の満了若し期間の約定なきときは三ヶ月の期間の満了

二 仲裁人が第三仲裁人を選定する権限を有せざる場合に於ける仲裁意見の可否同数

當事者一方の死亡は相続人の全員が成年者なるときは仲裁契約を終了せしむることなし審理及判断の爲めの期間は財産目録の調製及熟考の期間中進行を停止す(現一〇一三)

第五百九十八條(現一〇一四) 仲裁人は其の執務を開始したる後は之を謝絶することを得ず仲裁契約以後に生じたる原因に依るの外仲裁人を忌避することを得ず

單純なる民事上の偽造の訴を生じ又は刑事上の附帶事件の起りたるときは仲裁人は當事者の訴訟の完結を待つべし此の場合には仲裁期間は附帶事件の判決ありたる日より進行を繼續す(現一〇一五)

第五百九十九條(現一〇一六修正) 各當事者は仲裁期間の満了より少くとも十五日前に其答辯及證據書類を提出することを要す仲裁人は十五日の期間を経過したる後提出したる答辯及證據書類を辯論

より排斥することを得

仲裁判断書には各仲裁人署名すべし二人以上の仲裁人ある場合に於て少数意見の仲裁人が署名を拒むときは他の仲裁人其の旨を記載す可し然るときは仲裁判断は各仲裁人が署名したると同一の效力を有す

仲裁判断に對しては如何なる場合に於ても故障を申立つることを得ず

第六百條 仲裁人が其の執務の始より又は可否の意見同数なる場合のみに第三仲裁人を選定することを得るときは第三仲裁人は仲裁人と共に列席し且仲裁人と共に仲裁判断所を構成す仲裁判断所は第三仲裁人の選定以前に仲裁人の發表したる意見の孰れかを採用することを要せず多数決に依り自由に其の判断を爲すべし

第三仲裁人の選定に關し仲裁人の一致なきときは申立に因り裁判所長の命令を以て第三仲裁人を選定すべし第三仲裁人は書類を取調べ且其の同僚と評議すべし仲裁判断所は第三仲裁人が有益と認むるときは更に當事者を訊問し又新なる書面上の説明を要求すべし

第三仲裁人が可否の意見同数なるの故を以て選定せられたるときは仲裁人の任務は第三仲裁人の承諾より起算して一月延長す但し當事者が之より長き期間を合意したるときは此の限に在らず(現一〇一八修正)

第六百一條 當事者は自身仲裁人の面前に出頭すべし但し法律上裁判所に於て當事者を代理し又は

輔佐する資格ある人をして自己を代理せしめ又は輔佐せしむることを得
 第六百二條現一〇一九 仲裁人は法律上の規則に従ひ判断を下すべし但し仲裁契約に於て協議上の和解者(amiabiles compositants)として言渡す権限を仲裁人に附與したるときは此の限に在らず
 第六百三條現一〇二〇修正 仲裁判断は之を爲したる地を管轄する始審裁判所長の命令に依り執行力を生ず之が爲め仲裁判断書の原本は仲裁人の一人より三日内に之を裁判所の書記課に提出すべし
 仲裁判断に對する控訴に關し仲裁契約ありたるときは仲裁判断書は控訴裁判所の書記課に之を提出し執行の命令は控訴裁判所の長より之を爲すべし
 第六百四條現一〇二二修正 仲裁判断は裁判所長が其の原本の末尾又は餘白に執行し得べき形式の謄本を交付することを書記に許す旨を記載して爲す命令に依らざれば之を執行することを得ず
 第六百五條現一〇二二 仲裁判断は如何なる場合に於ても之を第三者に對抗することを得ず
 第六百六條現一〇二三修正 仲裁判断に對する控訴は當事者が豫め之を抛棄せざる限り事件が第一審の裁判に附せられたる場合の控訴を管轄する控訴裁判所に之を提起すべし
 裁判所の判決の假執行に關する規定は之を仲裁判断に適用す
 第六百七條現一〇二六修正 再審は通常の裁判に對すると同一の場合方式及期間に於て仲裁判断に對しても之を許す但し次條に規定したる場合は此の限に在らず
 再審は控訴の審判を管轄する裁判所に之を申立つべし

再審は其の申立以前に於ても當事者之を抛棄することを得但し詐欺其他再審の理由が公の秩序に關する場合は此の限に在らず
 第六百八條現一〇二八修正 左の場合に於ては控訴又は再審の請求を申立つることを要せず
 一 仲裁契約無く又は仲裁契約の條項を逸脱して仲裁判断を爲したるとき
 二 無効なる仲裁契約に基き又は仲裁の期間滿了後に仲裁判断を爲したるとき
 三 他の仲裁人不在なるに於ては判断することを許されざる二三の仲裁人が仲裁判断を爲したるとき
 四 他の仲裁人と評議することなくして第三仲裁人と協同して仲裁判断を爲したるとき
 五 請求を受けざる事物に付仲裁判断を爲したるとき
 六 仲裁人が免除せられざりし手續上の方式を遵守せざりしとき
 上告は仲裁判断に對する再審の請求又は控訴に付爲したる裁判所の判決に對してのみ之を申立つることを得
 總ての場合に於て當事者は執行命令(ordonnance d'exécution)に對する異議の方法に依り仲裁判断を無効とする裁判を求むることを得
 前項の異議は執行命令を爲したる判事の屬する裁判所に之を申立つべし
 仲裁判断に對する上告は之を受理せず上告は仲裁判断に對する再審又は無効の請求若は控訴に付

爲したる裁判所の判決に對するに非ざれば之を提起することを得ず

第十一編 雜則

第六百九條 特別法に於て舊訴訟手續より引用したる裁判上又は裁判外の手續を命ずる總ての場合には本法の規定したる之に應當する手續を以て之を補充することを得

第六百十條 期間の進行を始むる日は本法に定めたる期間に之を算入せず

郵便に依る呼出又は送達に付ては期間は郵便物が其の宛先に交付せられたる日より進行す

訴訟手續上の期間の最終日が一般の休祭日なるときは其の期間は翌日まで之を延長す

第六百十一條現一〇三四修正 裁判所に出頭せしめ又は審理處分に立會はしむる爲めの催告及呼出には唯最初の開廷又は最初の取調の場所及日時を表示するを以て足る書面を以て重ねて之を爲すことを要せず

第六百十二條現一〇三五 宣誓又は保證人を受諾し證人又は當事者本人の訊問を爲し鑑定人を選任し其の他一般に裁判に基き或處分を爲すべき場合當事者又は係争場所が著く遠隔なるときは判事は其場合に應じ近隣の裁判所又は判事若は治安判事にすらも囑託を爲すことを得判事は亦其の命じたる處分を行はしむる爲め一裁判所に其の判事の一人又は治安判事を選任することを委任することを得

第六百十三條現一〇三六 裁判所は事情の重大なるに従ひ其の受理したる訴訟の審理中職權を以て秩序維持の命令を言渡し提出文書を撤回せしめ又は之を名譽毀損の文書と宣言し及其の裁判の印刷及揭示を命ずることを得

第六百十四條現一〇三七 送達及執行は十月一日より三月三十一日迄は午前六時以前及午後十時以後四月一日より九月三十日迄は午前四時以前及午後九時以後に之を爲すことを得ず法定の祝祭日も亦送達及執行を爲すことを得ず但し遲滞に因り危害を生ずべき場合に於て判事の許可ありたるときは此の限に在らず

第六百十五條 呼出狀送達書又は催告書を交付せられたる者は受領證に署名することを要す其の者が署名すること能はざるか又は之を識らざるときは送達吏は書面に其の旨を記入すべし正當の理由なくして署名を拒むときは違警罪を構成し刑法第四百七十九條の刑に處せらるべし

第六百十六條現一〇四〇修正 判事の擔任に屬する書類及調書は裁判所の所在地に於て書記の立會の下に之を作成すべし書記は原本を保管し及謄本を交付すべし緊急の場合に於ては判事は其住居に於て提出を受けたる請求に應答することを得但し何れも第八編第一章第二節に規定する手續に依るべき場合及判事が事件の審理の爲め裁判所の所在地外に出張することを要する場合は此の限に在らず

第六百十七條 千八百六十六年四月二十四日の公布に係る民事訴訟法は之を廢止す 年 月 日より施

行すべき本法の規定に反する一切の規定も亦之を廢止す
 裁判費用の定率及全般に亘り新法の適用を確保するに適當なる一切の處置は法規命令を以て之を
 定む

佛國民事訴訟法改正草案 終

號數	年月	司法資料表題
第一號	大正一〇、一一	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇、一二	第二回國際少年保護會議議事録
第三號	一一、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護觀察制度創設ニ關スル會議事録
第四號	一一、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	一一、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	一一、四	米國ニ於ケル小年裁判所ト社會
第七號	一一、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	一一、六	英國及ラエリノ警察
第九號	一一、七	復讐ニ關スル佛國法令
第一〇號	一一、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	一一、九	英國ノ判事及また一論
第一二號	一一、一〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	一一、一一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	一一、一	辯護士倫理
第一六號	一一、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	大正一二、三	英國監獄制度
第一八號	一二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	一二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	一二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	一二、五	労働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議事録及評論(附)統一労働法編纂委員會起草労働裁判法私案
第二二號	一二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	一二、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁抹ノ社會政策的立法概観
第二四號	一二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	一二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、労働者及使用人委員會並ニ労働争議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第二六號	一二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	一二、八	短期自由刑論
第二八號	一二、九	西班牙國假釋法ニ關スル法令集

佛國民事訴訟法改正草案 終

行すべき本法の規定に反する一切の規定も亦之を廢止す
裁判費用の定率及全般に亘り新法の適用を確保するに適當なる一切の措置は法周命令を以て之を
定む

號數	年月	司法資料表題	號數	年月	司法資料表題
第一號	大正二〇、二一	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)	第一七號	大正二二、三	英國監獄制度
第二號	一〇、一二	第二回國際少年保護會議議事録	第一八號	二二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第三號	一一、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護觀察制度創設ニ關スル會議議事録	第一九號	二二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第四號	一一、二	米國ノ家庭裁判所	第二〇號	二二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第五號	一一、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察	第二一號	二二、五	労働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事録及評論(附)統一労働會議編纂委員會起草労働裁判法私案
第六號	一一、四	米國ニ於ケル小年裁判所ト社會	第二二號	二二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第七號	一一、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集	第二三號	二二、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁抹ノ社會政策的立法概観
第八號	一一、六	英國及ラエーの警察	第二四號	二二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第九號	一一、七	復權ニ關スル佛國法令	第二五號	二二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、労働者及使用人委員會並ニ労働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第一〇號	一一、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程佛國戰時家賃法伊國小作契約法	第二六號	二二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第一一號	一一、九	英國ノ判事及また論	第二七號	二二、八	短期自由刑論
第一二號	一一、一〇	英佛ノ辯護士法制	第二八號	二二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第一三號	一一、一一	獨逸ノ辯護士法制			
第一四號	一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告			
第一五號	一一、一	辯護士倫理			
第一六號	一一、二	獨逸國調停法草案及同理由書			

第二九號	大正二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法	第四二號	大正三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(濠洲之部)
第三〇號	一、二、一〇	獨逸國勞働裁判所法案及理由書	第四三號	一、三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(米國之部)
第三一號	一、二、一〇	獨逸國少年裁判所法	第四四號	一、三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第三二號	一、二、一〇	司法制度改良論	第四五號	一、三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附)司法行政機關)
第三三號	一、二、一〇	獨逸新經濟法	第四六號	一、三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)
第三四號	一、二、一〇	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛、伊、白、蘭國之部)	第四七號	一、三、六	瑞西辯護士法
第三五號	一、二、一〇	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(埃國及瑞西之部)	第四八號	一、三、七	露西亞事情
第三六號	一、三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(丁林、瑞典、諾威之部)	第四九號	一、三、七	米國ノ刑罰制度
第三七號	一、三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及手續とらんとニ於ケル刑事手續	第五〇號	一、三、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第三八號	一、三、二	佛國借家借地法	第五一號	一、三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第三九號	一、三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部)	第五二號	一、三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第四〇號	一、三、三	佛國監獄制度及同職員令	第五三號	一、三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第四一號	一、三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南亞之部)	第五四號	一、三、一〇	佛國商事裁判制度

第五六號	大正一、三、一	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)	第七一號	大正一、四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇
第五七號	一、三、一	獨逸國勞働契約法案及評論(附)佛國勞働法正文	第七二號	一、四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)
第五八號	一、三、二	米國少年裁判法	第七三號	一、四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書
第五九號	一、三、二	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所相互ノ關係)	第七四號	一、四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
第六〇號	一、四、一	不定期刑言渡ノ制度	第七五號	一、四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)
第六一號	一、四、一	改善不能性犯人ノ所遇	第七六號	一、四、九	獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書
第六二號	一、四、二	英蘭刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録	第七七號	一、四、九	刑罰ニ關スル制度(其一)
第六三號	一、四、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)	第七八號	一、四、一〇	佛蘭西ノ政治組織(現代佛蘭西ノ政治、行政及司法制度ノ概観)
第六四號	一、四、三	獨逸國後見制度(前編)	第七九號	一、四、一〇	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)
第六五號	一、四、三	獨逸國後見制度(後編)	第八〇號	一、四、一〇	刑罰ニ關スル制度(其二)
第六六號	一、四、四	刑ノ執行猶豫制度	第八一號	一、五、一	北米合衆國ノ刑事裁判(其一)
第六七號	一、四、四	假釋放	第八二號	一、五、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第六八號	一、四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セザル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議事録	第八三號	一、五、三	北米合衆國ノ刑事裁判(其二)
第六九號	一、四、五	諸國ノ刑法草案	第八四號	一、五、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論篇)
第七〇號	一、四、六	英國司法警察論			

第八五號 大正一五、五 陪審制度視察報告書集(附)が
 第八六號 一五、五 陪審制度論
 第八七號 一五、六 正義と貧民(其一)
 第八八號 一五、七 正義と貧民(其二)
 第八九號 一五、七 刑罰に關する制度(其四)
 第九〇號 一五、八 刑罰に關する制度(其五)
 第九一號 一五、八 英國に於ける警察裁判所
 第九二號 一五、九 司法行政上より見たる普國區裁
 第九三號 一五、九 刑罰に關する制度(其六)完
 第九四號 一五、一〇 英國陪審の組織資格選定召集等
 第九五號 一五、一〇 諸外國に於ける辯護士制度概觀
 第九六號 一五、一一 歐洲諸國に於ける上訴制度
 第九七號 一五、一一 佛國裁判制度(治安裁判
 第九八號 一五、一二 佛國裁判制度(地方裁判所、控
 第九九號 一五、一二 佛國裁判制度(組織及權限)
 第一〇〇號 二、一 國際行刑會議報告書集(一)
 第一〇一號 二、一 國際行刑會議報告書集(二)
 比較法論(其一)

第一〇二號 昭和 二、二 公の秩序に對する犯罪に關する
 第一〇三號 二、二 比較法論(其二)
 第一〇四號 二、三 英國陪審の組織資格選定召集等
 第一〇五號 二、三 英國陪審の組織資格選定召集等
 第一〇六號 二、四 司法行政上より見たる普國區裁
 第一〇七號 二、四 司法行政上より見たる普國區裁
 第一〇八號 二、五 保安處分
 第一〇九號 二、五 陪審裁判所に於ける發問(總則
 第一一〇號 二、六 陪審裁判所に於ける發問(各論
 第一一一號 二、六 ケート・ウエズスター事件の陪
 第一一二號 二、七 審公判(英國著名裁判 其一)
 第一一三號 二、七 單獨判官と司法官制
 第一一四號 二、八 國際行刑會議報告書集(三)
 第一一五號 二、八 國際行刑會議報告書集(四)
 第一一六號 二、九 佛國刑事裁判所の組織及び司法
 警察
 第一一七號 二、九 佛國刑事裁判所の組織及び司法
 警察
 第一一八號 二、九 チェッコ・スロウアキア共和國
 第一一九號 二、九 國際行刑會議報告書集(二)
 第一二〇號 二、九 國際行刑會議報告書集(二)
 比較法論(其一)

第一一七號 昭和 二、九 米國の勞働法制(下)
 第一一八號 二、一〇 刑法草案集(瑞西一九一八年案、
 第一一九號 二、一〇 案)一九二二年案、伊一九二一年
 第二〇〇號 二、一一 チェッコ・スロウアキア共和國
 第二〇一號 二、一一 の刑法草案及同理由書(各
 第二〇二號 二、一一 論)佛國陪審に於ける發問の方式と
 第二〇三號 二、一一 賭博に關する調査
 第二〇四號 二、一一 佛國の檢察制度
 第二〇五號 二、一二 フレデリック・バイウオスター
 第二〇六號 二、一二 ス及エデイス・トムソン事件の
 第二〇七號 二、一二 陪審公判(英國著名裁判 其二)
 第二〇八號 二、一二 一九二七年獨逸刑法草案並に理
 第二〇九號 二、一二 由書(總則篇)
 第二一〇號 二、一二 大逆罪に關する比較法資料
 第二一一號 二、一二 一九二七年獨逸刑法草案並に理
 第二一二號 二、一二 由書(各論篇)
 第二一三號 二、一二 刑法改正に關する比較法資料
 第二一四號 二、一二 刑法改正に關する比較法資料
 第二一五號 二、一二 刑法改正に關する比較法資料
 第二一六號 二、一二 佛國裁判所の構成ニ關スル法令
 第二一七號 二、一二 佛國裁判所の組織及ひ訴訟手續
 第二一八號 二、一二 米國裁判所の組織及ひ訴訟手續

第一二一號 昭和 三、九 ソヴェエト露西亞の法制(前
 第一二二號 三、一〇 篇)ソヴェエト露西亞の法制(後
 第一二三號 三、一一 篇)限定責任能力者社會上危險なる
 第一二四號 三、一一 精神病者及犯罪の常習飲酒者に
 第一二五號 三、一一 對する處遇
 第一二六號 三、一一 一九二七年伊太利刑法豫備草案
 第一二七號 三、一二 治安判事論
 第一二八號 四、一 各國政府の報告に據る私生子の
 第一二九號 四、一 地位に關する研究
 第一三〇號 四、二 刑の量定(前篇)
 第一三一號 四、二 刑の量定(後篇)
 第一三二號 四、三 佛に於ける家族制の變遷
 第一三三號 四、四 陪審裁判手續に關する問(前篇)
 第一三四號 四、五 陪審裁判手續に關する問(後篇)
 第一三五號 四、六 德川禁令考後聚(第一帙)
 第一三六號 四、七 獨逸司法制度(前篇)
 第一三七號 四、八 獨逸司法制度(後篇)
 第一三八號 四、九 ソヴェエト露西亞民法(前篇)
 第一三九號 四、一〇 ソヴェエト露西亞民法(後篇)
 第一四〇號 四、一一 ソヴェエト露西亞民法(後篇)
 第一四一號 四、一一 アメリカ合衆國に於ける少年裁
 第一四二號 四、一二 判所
 第一四三號 五、一 ソヴェエト露西亞刑法

第一四九號 昭和	五、二	ソヴェエト露西亞裁判所構成	第一六七號 昭和	七、一	支那歷代刑事法思想の思想 上卷
第一五〇號 〃	五、三	法 刑事訴訟法 行刑法	第一六八號 〃	七、二	支那歷代刑事法思想の思想 下卷
第一五一號 〃	五、四	英米獨佛の手形法及小切手法	第一六九號 〃	七、四	支那歷代刑事法思想の思想 下卷
第一五二號 〃	五、五	德川禁令考後聚(第二帙)	第一七〇號 〃	七、六	支那歷代刑事法思想の思想 下卷
第一五三號 〃	五、六	佛蘭西に於ける檢察の職務	第一七一號 〃	七、八	支那歷代刑事法思想の思想 下卷
第一五四號 〃	五、七	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一七二號 〃	七、一〇	支那歷代刑事法思想の思想 下卷
第一五五號 〃	五、八	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一七三號 〃	七、一二	支那歷代刑事法思想の思想 下卷
第一五六號 〃	五、九	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一七四號 〃	八、三	支那歷代刑事法思想の思想 下卷
第一五七號 〃	五、一〇	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一七五號 〃	八、五	支那歷代刑事法思想の思想 下卷
第一五八號 〃	五、一一	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一七六號 〃	八、八	支那歷代刑事法思想の思想 下卷
第一五九號 〃	五、一二	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一七七號 〃	八、九	支那歷代刑事法思想の思想 下卷
第一六〇號 〃	六、一	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一七八號 〃	八、一〇	支那歷代刑事法思想の思想 下卷
第一六一號 〃	六、二	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一七九號 〃	八、一一	支那歷代刑事法思想の思想 下卷
第一六二號 〃	六、五	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一八〇號 〃	八、一二	支那歷代刑事法思想の思想 下卷
第一六三號 〃	六、七	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一八一號 〃	九、一	支那歷代刑事法思想の思想 下卷
第一六四號 〃	六、八	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一八二號 〃	九、二	支那歷代刑事法思想の思想 下卷
第一六五號 〃	六、九	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一八三號 〃	九、四	支那歷代刑事法思想の思想 下卷
第一六六號 〃	六、一〇	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案			

第一八四號 昭和	九、五	ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣の覺書)	第一九七號 昭和	一〇、七	ソヴェエト・ロシアは犯罪を克服する
第一八五號 〃	九、七	プロシヤに於ける司法官教育關係法令彙纂	第一九八號 〃	一〇、八	伊太利刑法典
第一八六號 〃	九、八	英國に於ける裁判と警察	第一九九號 〃	一〇、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪法院條例
第一八七號 〃	九、九	德川 民事慣例集(人事ノ部)	第二〇〇號 〃	一〇、一〇	一九一二年第二回海牙萬國手形法統一會議議事録
第一八八號 〃	九、一〇	一九三二年フランス刑法改正豫備草案(總則)並にボイランド改正刑法及ボイランド違警罪法	第二〇一號 〃	一〇、一〇	一九一二年海牙に於ける爲替手形及約束手形に付ての審査委員會議議録
第一八九號 〃	九、一一	取締法規違反の定型(附)特別刑法に於ける犯罪主體と刑罰主體の異なる場合の歸納的觀察	第二〇二號 〃	一〇、一一	中華民國刑法・刑事訴訟法
第一九〇號 〃	九、一二	米國ユタ州に於ける不定期刑言渡宣告猶豫及假釋放に關する調査	第二〇三號 〃	一〇、一二	ユーゴスラヴキヤ新民事訴訟法
第一九一號 〃	一〇、一	一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨逸刑法典(附録重要附屬法令)	第二〇四號 〃	一一、一	獨逸刑法提要(中)
第一九二號 〃	一〇、二	德川 民事慣例集(動産ノ部)	第二〇五號 〃	一一、一	德川 民事慣例集(不動産ノ部)(上)
第一九三號 〃	一〇、三	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法	第二〇六號 〃	一一、二	佛國刑事訴訟法
第一九四號 〃	一〇、四	一九二八年スペイン刑法	第二〇七號 〃	一一、三	伊太利刑事訴訟法典報告
第一九五號 〃	一〇、五	ボイランド新民事訴訟法(一九三三年)	第二〇八號 〃	一一、三	伊太利刑事訴訟法典報告
第一九六號 〃	一〇、六	獨逸刑法提要(上)	第二〇九號 〃	一一、四	佛國民事訴訟法改正草案

14.5
54

終